

(お知らせ)

ロシア向け輸出禁止措置と「Common High Priority Items」等の輸出 における注意について

令和5年10月20日
経済産業省貿易管理課

ウクライナを巡る国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、G7をはじめとする主要国が講ずることとした措置の内容を踏まえ、2022年3月より、輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）の一部を改正し、ロシア及びベラルーシ等への輸出禁止措置を講じています。

この度、我が国を含む主要国が協力し、ウクライナから発見されたロシア軍の兵器に使用されていた部品等を調査・特定した結果が、品目リストとしてまとめられましたので、これを公表します。（以下、「Common High Priority Items」という。）

これらの品目には、集積回路やトランジスタ等の電子部品、無線装置やカメラ等の電子機器のほか、これらの開発や製造に用いられる装置等が含まれており、これらの品目は、外国為替及び外国貿易法の規定によりロシアへの輸出禁止対象として指定されています。

Common High Priority Items（別添1）は、計45品目からなり、品目ごとに6桁のHSコードが示されています。また重要度により、以下のTier1～Tier4の4つに区分されています。

- ・ Tier 1（計4品目） 集積回路等の電子部品
- ・ Tier 2（計5品目） 通信用途に使用される機器
- ・ Tier 3
 - A（計16品目） ダイオード、トランジスタ、デジタルカメラ等の電子機器
 - B（計9品目） 機械部品や光学機器など
- ・ Tier4（計11品目） 半導体等の電子部品の設計・製造等に使用される品目

また、上記45品目を含め、外国為替及び外国貿易法の規定によりロシアへの輸出禁止対象に指定されている品目については、ロシア以外の国・地域に向けて輸出する場合であっても、「Common High Priority Items等の輸出に際して注意を要する例」（別添2）を参考に最終仕向国、最終用途や最終需要者等をよく確認してください。

外国為替法及び外国貿易法の規定によりロシアへの輸出禁止対象に指定されている品目について、ロシア以外の国・地域を経由・通過してロシアに輸出する行為（迂回輸出）は、同法の規定による輸出禁止措置に違反することとなりますので、十分ご注意ください。

(本件に係るお問い合わせ先)

●制度に関するご相談・お問い合わせ

貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

電話: 03-3501-0538(直通)

E-mail: bzl-boeki-kanri-inquiry@meti.go.jp

●輸出に関するご相談・お問合せ

貿易審査課 対ロシア審査班

電話: 03-3501-1659(直通)

E-mail: bzl-russia-seisai@meti.go.jp

(参考)

●米国公表 Common High Priority Items

<https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/13-policy-guidance/country-guidance/2172-russia-export-controls-list-of-common-high-priority-items>

●欧州連合公表 Common High Priority Items

https://finance.ec.europa.eu/system/files/2023-09/list-common-high-priority-items_en.pdf

●英国公表 Common High Priority Items

<https://www.gov.uk/government/publications/russia-sanctions-common-high-priority-items-list>

以上

Common High Priority Items

TIER 1 (計 4 品目)

HS コード	品名
8542.31	プロセッサ及びコントローラ(記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかを問わない。)
8542.32	記憶素子
8542.33	増幅器
8542.39	集積回路のうち、その他のもの

TIER 2 (計 5 品目)

HS コード	品名
8517.62	音声、画像その他のデータを受信、変換、送信又は再生するための機械(スイッチング機器及びルーティング機器を含む。)
8526.91	航行用無線機器
8532.21	タンタルコンデンサー
8532.24	セラミックコンデンサー(多層のものに限る。)
8548.00	機器の電気式部分品(第 85 類の他の項に該当するものを除く。)

TIER 3.A (計 16 品目)

HS コード	品名
8471.50	処理装置(第 8471.41 号及び第 8471.49 号のものを除くものとし、記憶装置、入力装置及び出力装置のうち一又はこの装置を同一のハウジングに収納しているかないかを問わない。)
8504.40	スタティックコンバーター
8517.69	その他の機器(音声、画像その他のデータを送受信するものに限るものとし、有線又は無線回線網(例えば、ローカルエリアネットワーク(LAN)又はワイドエリアネットワーク(WAN))用の通信機器を含む。)
8525.89	テレビジョンカメラ、デジタルカメラ及びビデオカメラレコーダーのうち、その他のもの
8529.10	アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品
8529.90	第 85.24 項から第 85.28 項までの機器に専ら又は主として使用する部分品のうち、アンテナ及びアンテナ反射器並びにこれらに使用する部分品以外のもの
8536.69	プラグ及びソケット
8536.90	電気回路の開閉用、保護用又は接続用の機器(例えば、スイッチ、継電器、ヒューズ、サージ抑制器、プラグ、ソケット、ランプホルダーその他の接続子及び接続箱。使用電圧が 1,000 ボルト以下のものに限る。)並びに光ファイバー(束にしたものを含む。)用又は光ファイバーケーブル用の接続子のうち、その他のもの
8541.10	ダイオード(光電性ダイオード及び発光ダイオード(LED)を除く。)
8541.21	トランジスター(光電性トランジスターを除く。)のうち、定格消費電力が 1 ワット未満のもの
8541.29	トランジスター(光電性トランジスターを除く。)のうち、その他のもの
8541.30	サイリスター、ダイアック及びトライアック(光電性デバイスを除く。)
8541.49	光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにしてあるかないかを問わない。)を含む。)及び発光ダイオード(LED)のうち、その他のもの
8541.51	半導体ベースの変換器
8541.59	その他の半導体デバイスのうち、その他のもの
8541.60	圧電結晶素子

TIER 3.B (計 9 品目)

HS コード	品名
8482.10	玉軸受
8482.20	円すいころ軸受(コーンと円すいころを組み合わせたものを含む。)
8482.30	球面ころ軸受
8482.50	その他の円筒ころ軸受(保持器ところを組み合わせたものを含む。)
8807.30	飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品
9013.10	武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第 16 部の機器の部分品として設計した望遠鏡
9013.80	レーザー(レーザーダイオードを除く。)及びその他の光学機器(この類の他の項に該当するものを除く。)のうち、その他の機器
9014.20	空中又は宇宙の航行用の機器(羅針盤を除く。)
9014.80	羅針盤その他の航行用機器のうち、その他の機器

TIER 4 (合計 11 品目)

HS コード	品名
8471.80	自動データ処理機械及びこれを構成するユニット並びに磁気式又は光学式の読取機、データをデータ媒体に符号化して転記する機械及び符号化したデータを処理する機械(他の項に該当するものを除く。)のうち、その他の装置(自動データ処理機械のユニットに限る。)
8486.10	半導体ボール又は半導体ウエハー製造用の機器
8486.20	半導体デバイス又は集積回路製造用の機器
8486.40	第 84 類の注 11(C)の機器
8534.00	印刷回路
8543.20	信号発生器
9027.50	物理分析用又は化学分析用の機器(例えば、偏光計、屈折計、分光計及びガス又は煙の分析機器)、粘度、多孔度、膨張、表面張力その他これらに類する性質の測定用又は検査用の機器、熱、音又は光の量の測定用又は検査用の機器(露出計を含む。)及びマイクロームのうち、その他の機器(紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。)
9030.20	オシロスコープ及びオシログラフ
9030.32	マルチメーター(記録装置を有するもの)
9030.39	電圧、電流、抵抗又は電力の測定用又は検査用のその他の機器(半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。)のうち、その他のもの(記録装置を有するもの)
9030.82	半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用の機器(集積回路を含む。)

※品目については、関税定率法別表等をご参照ください。

(別添2)

Common High Priority Items 等の輸出に際して注意を要する例

- 貨物の用途と需要者の事業内容が一致しない。
- 輸出予定先の企業に対して、輸出予定品目に関する最終用途を質問しても、明確な又は合理的な回答が得られない。
- 最終仕向先が運送業者となっている、又は、最終需要者が決まっていない。
- 輸出予定先の企業がロシアに支店等を持っている、又は、(HP 等により)ロシア企業と取引している事実が確認できる。
- 輸出予定先の企業が米国・英国・欧州連合の制裁対象となっている。
- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に初めて引き合いがあった。
- 2022年2月のロシアによるウクライナ侵略開始以降に注文数量が著しく増加した。
- 注文数量が、需要者の事業規模に比べて過剰に多量の要求となっている。
- 輸出予定品目の仕向地までの輸送ルートが不明瞭である、又は、ロシアを経由して輸送するよう計画されている。
- 輸出予定品目について、市場価格に比して高額で又は通常よりも好条件(全額前払い等)で取得しようとしている。
- 輸出予定品目の納期日が通常に比して極端に短い。

(参考)

- 経済産業省：安全保障貿易管理ガイダンス〔入門編〕P33～38 取引審査
(URL: <https://www.meti.go.jp/policy/anpo/guidance/guidance.pdf>)
- 欧州連合：ロシア制裁に関する迂回防止ガイダンス
(URL: https://finance.ec.europa.eu/system/files/2023-09/230905-guidance-eu-operators-russia-sanctions-circumvention_en.pdf)
- 米国：顧客を知るためのガイダンス(Know Your Customer Guidance)
(URL: <https://www.bis.doc.gov/index.php/all-articles/23-compliance-a-training/51-red-flag-indicators>)